

世田谷区告示第 6 1 7 号

世田谷区特別区税条例（昭和 3 9 年 1 2 月世田谷区条例第 7 4 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

区税の納税者のうち住所若しくは居所が次の表に掲げる指定地域にあるもの又は区税の特別徴収義務者のうち事務所若しくは事業所の所在地が次の表に掲げる地域にあるものに係る納期限等で、当該区税の納期限等が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域
熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町